国連障害者権利条約への対応

改正に向けて 九九五年障害者法の

浅 野 宜 之

と略) 閉症、 平等に関する宣言」に基づき、こ 会委員会 託に関わる法律 複障害がある者の福祉のための信 九九五年法と略)、一九九九年自 利保護及び完全参加)法(以下一 年リハビリテーション協議会法、 定されてきた。 の成立に先立つ一九九〇年代に制 護に関わる法律が障害者権利条約 れている。これらの人々の権利保 約二一九〇万人とされ、総人口の 九九五年法はアジア太平洋経済社 二・一三パーセントを占めるとさ 国勢調査によれば、障害者総数は 一九九五年障害者(機会均等、 インドにおいて、二〇〇一年 などである。 脳性麻痺、 (ESCAP) により採 「障害者の完全参加及び それは、一九九二 (以下福祉信託法 知的障害及び重 そのうち、 権

> ている。 関連法制 の中心をなすものとなっ

一九九五年法の主な規定

一九九五年法の主要な内容とし

パーセントを占めるようにするた めのインセンティブ設置の容認な パーセントを障害者に留保するこ る事項として、 に関わること、 助具や特別教材などの開発の促進 育を受けるようにすることや、 について適切な環境の下で無償教 事項として、 置すること、 織として中央調整委員会などを設 決するための政策展開を進める組 障害者の直面する種々の問題を解 本法に基づく障害の定義、 ては、次の事項が挙げられる。 障害者が労働者総数の五 一八歳までの子ども (三)教育に関わる (四) 公務採用枠の三 雇用に関わ 補

> げられる。 もつ障害者チーフコミッショナー 申立てを受理し、処理する権限を が受けた様々な権利侵害について リー化など、そして(六)障害者 クセス、建築物におけるバリアフ 項として、鉄道やバスなどへの (CCPD) を置くことなどが挙

となどを挙げている。また、 に付与されていないことや、 実施に関わる権限が担当者に十分 げており、その理由として法律の な実施がなされていないことを挙 九九五年法の問題点として、十分 内容面や執行面について、さまざ 者の権利保障に向けた重要な法律 (二〇〇四・参考文献②) も、 まな批判がなされた。たとえば森 であるとの評価がある一方、その (二〇〇六・参考文献①) は、 中で障害分野の優先度が低いこ 一九九五年法については、 Jain 障 同

/ いじの座虫本六汁即油左キ

1ノトの障害有立法関連年表	
1992	ESCAP障害者の完全参加及び平等に関する宣言 署名
1992	1992年インドリハビリテーション協議会法 制定
1995	1995年障害者(機会平等、権利保障および完全参加)法 制定
1999	1999年福祉信託法 制定
2006	国家障害者政策 策定
2006~2007	1995年法改正に関わる意見交換会実施(全国4か所)
2007.3.30	障害者の権利条約署名
2007.10.1	障害者の権利条約批准
2009.7.7.21	1995年法改正案に関する検討実施(連邦調整委員会)
2010.4.30	新法制定に関わる委員会設置

法の問題点として執行に当たって あることを挙げている。 行を監督するシステムが不十分で のガイドラインがなく、また、

)障害者権利条約批准と 九九五年法

を二〇〇七年三月三〇日に署名 者権利条約(以下権利条約と略) と指摘される中、 れつつも、その実施に問題がある 前述のように国内法制は整備さ 同年一〇月一日に批准した。 インドは、障害

のであり、

インドにおける障害者

ど、

(五) 非差別政策と関わる事

れを実施するために制定されたも

社会正義およびエンパワーメント社会正義およびエンパワーメントれを行い、国際的な障害者に関われを行い、国際的な障害者に関わる政策枠組みに参画する意思を示したと述べた上で、その一環として、一九九五年法の改正に着手することを明らかにしている。その理由として、一九九五年法と権利理由として、一九九五年法と権利理由として、一九九五年法とががもたせる必要が出てきたことがをもたせる必要が出てきたことがをもたせる必要が出てきたことがをもたせる必要が出てきたことがをもたせる必要が出てきたことがをもたせる必要が出てきたことが

政府は権利条約の署名・批准に た立つ二〇〇六年から二〇〇七年 た立つ二〇〇六年から二〇〇七年 にかけて、パトナ(ビハール州)、 チェンナイ(タミル・ナードゥ州)、 ニューデリー、そしてゴアの各地 で意見交換会を開催し、当事者、 で意見交換会を開催し、当事者、 に向けての動きを始めていた。こ に向けての動きを始めていた。こ に向けての動きを始めていた。こ たっけての動きを始めていた。こ に向けての動きを始めていた。こ に向けての動きを始めていた。こ

びゴアで開催されたものについてでインドは権利条約制定以前からのもでインドは権利条約制定に向けてでインドは権利条約制定に向けての協議に参加していることが言及の協議に参加していることが言及の協議に参加していること、そして前述の見

とみることができよう。 五年法改正の動きに影響を与えたとからすると、条約制定が一九九は権利条約署名以後になされたこ

一九九五年法の改正に向けて

主な内容は次の通りである。 ブサイトに公開されている。 正義・エンパワーメント省のウェ 委員会での検討を経たものが社会 月二一日に提出された。その後同 るために規定案の調整がなされた は福祉信託法との整合性をもたせ とめられた。その後、改正案草案 Council) アドバイザーによりま ション協議会(Rehabilitation 求められ、 いる中、 前述の意見交換会が実施されて 連邦調整員会に二〇〇九年七 関係者からの意見提出が これがリハビリテー その

能力の限りにおいてなすべき事項 (一)障害の定義に「自閉症」 および「重複障害」を含めた。(二) をどの定義が追加されるなど した。(三)権利条約第三条「一 した。(三)権利条約第三条「一 関および地方政府に関わる指導原 関および地方政府に関わる指導原 関および地方政府に関わる指導原 関および地方政府に関わる指導原 関連政府機関などがその経済的 で関連政府機関などがその経済的

導入されたこと、 二六条において統合教育の概念が 約の第二四条などに基づいて、 様々な規定が改正され、 ス可能な形式にしなければならな 関連機関はすべての情報をアクセ 現及び意見表明並びに情報アクセ これは権利条約の第二一条 報へのアクセス」が設けられた。 る。(五)新たな条文として「情 らについても削除が提案されてい みられたもので、改正案ではこれ 第四一条(障害者の雇用のため 以外でも第二五条(障害の予防) 部分を削除した上で、 これについて「経済的能力と開発 セスの非差別規定が存在したが 年法第四四条から四六条にお セスの問題については、一九九五 等などを挙げている。 として非差別、 加されている。たとえば、 ス」規定)」に合わせたもので インセンティブ)などの条文にも いて」という文言は、 ての期限を設定している。 て、 いとした。(六)教育については 経済的能力及び開発の限りにお 限りにおいて」と限定を付した 運輸交通や建物におけるアク アクセシビリティ、 完全参加、 第二七条におい 実施に向け 前述の条文 (四) アク または追 権利条 男女平 機会の なお、 「表

るようにせねばならず、また、 第三九条では公立もしくは政府か たことなどが挙げられる。 規定が設けられたこと、 正点として挙げている。(一〇) 庭や地域でのケアを促進すること 示されている。(九)障害者の家 フリーに配慮すべきことなどが提 所得者層については無償で行うこ ルスケア事業を受けることができ で、関連政府機関は、障害者が の規定に合わせて設けられたもの 提示されている。これも権利条約 章として「ヘルスケア」の新設も を取り上げている。(八)新たな 保対象となる障害の種別拡大など その対象とする業務の明確化や留 務の雇用における留保について、 ことが求められている。 ントの留保を障害者のために行う ついては、 ら補助金を受けている教育機関に 児童などについての規定を新設し や脳性麻痺および重複障害のある 育や高等教育などについての規定 て学習障害のある児童についての と、さらにアクセス面ではバリア 社会保障制度の拡充なども改 入学者のうち三パーセ 遠隔地教 (七) 公 また、 低

政

共サービスの供給」を設け、

ティ」に合わせ、

第四六A条「公

権利条約第九条「アクセシビリ

ることができるように条文を新設 などの違反に対して、罰金を科す ている。(一三)第四四~四六条 問題に関わる委員会の設置につい 様とする。また、県レベルの障害 る。州レベルの組織についても同 び連邦監督委員会へと組織改編す ついてそれぞれ連邦諮問委員会及 邦調整委員会や連邦執行委員会に うものである。(一二) 既存の連 スポーツなどへの参加を促すとい 的能力を発展させ、または生かし、 障害者のもつ創造的、芸術的、 第七○B条を新設した。後者は、 また、権利条約第三〇条に合わせ、 定めた。(一一)権利条約第八条 平等なアクセスを保障することを のプログラムやサービスについて て条文を新設することが提案され 「レクリエーション」についての に関する意識向上」を新設する。 に合わせ、第七〇A条「障害問題 知

項に整合性を持たせるための改正まず、一部の規定で権利条約の条と、その特徴を数点指摘できる。が提示した前述の法案を概観するが提示した前述の法案を概観する

形態である」という視点にそぐ

がなされている点が注目される。 また、法の執行が不十分であると 事邦調整員会などの各種組織の改 連邦調整員会などの各種組織の改 規定である。とくに、県レベルの 規定である。とくに、県レベルの 規定である。とくに、県レベルの 規定である。とくに、県レベルの 規定である。とくに、県レベルの 規定である。とくに、県レベルの を可がしての改正ともいえる にするとから、後者の規定設置は で対してのとして罰則規定を を担保するものとして罰則規定を を担保するものとして罰則規定を を担保するものとして罰則規定を を担保するものとして罰則規定を を担保するものとして罰則規定を

NGOなどの対応

ている。 の示した「障害は人間の多様性の 性をもったものとはいえないとし ていないことから、同条約と整合 のうちの一四カ条が関連づけられ 政府による改正法案は、権利条約 は、 ○○九年八月二九日付け書簡で 正義エンパワーメント大臣宛の二 ディ(Javed Abidi)氏から社会 を進めた。その世話役であるアビ 検討するグループをつくり、 案の一九九五年法改正案について 摘していたNGOなどは、 一九九五年法の不備について指 グループによる検討の結果、 そしてそれは、権利条約 政府提

> 現行法を改正するのではなく、 してその上で、グループとしては ようとする試みを避けようとして 認識せず、そのバリアーに対応し 者が日々直面しているバリアーを 疾患と捉えていると述べ、「障害 案は医療モデルを強調し、 礎を置く枠組みも記載されていな 含みこむことができず、 ないとの批判がなされた。さらに たパラダイムシフトを反映してい いと結論づけている。 しい法律を制定することが望まし いる」と痛烈に批判している。 同改正法案は障害の社会モデルを わないところから、 いとも指摘する。すなわち、 同条約の示し 権利に基 障害を 同法 新 そ

と。 このでも新法案を作成し始めてい 送っている。同時に、グループと も大臣宛に新法制定を望む書簡を も大臣宛に新法制定を望む書簡を

NGOによる法案

の差異化が図られたものである。とり、新法案が作成されつつある。より、新法案が作成されつつある。そのタイトルは「二○一○年障害そのタイトルは「二○一○年障害」の差異化が図られたものである。

の阻止、 生命への権利を保障するとしてい を通じてこれを促進するとして、 として、権利条約に記された内容 的なものとして置き、その上で具 上活動などを挙げ、 を冒頭に置き、続いて以下の手段 げると、第一四条「生命への権利_ うかたちをとっている。一例を挙 体的な条項を続けて規定するとい 利条約の条文を基礎あるいは総則 られる。これらの条文案では、 れぞれに対応する条文などが挙げ 六条「障害のある女性」や第七条 て、その特徴を概観しておきたい。 め、現在示されている限りにおい 案の内容はそのすべてではないた 人道主義的観点からの公共的議 ころにある。たとえば権利条約第 て法案に入れ込もうとしていると に権利条約に含まれた内容をすべ 一〇条「生命に対する権利」のそ 「障害のある子ども」、あるいは第 その内容の特徴としては、第 現在明らかにされているNGO 胎児診断に基づく医療的中絶 両親などに対する意識 もって生来の 権 向

項について、いくつかの新たな条で、権利条約で定められている条法ではカバーされていない事項」政府案でも、前述のように現行

献しなければならないことを意味 の属するコミュニティの決定に貢 定しなければならず、また、自ら 者が自らの生について参加し、 項について、NGO案の条文では ジョン」とのみ記載されている事 つ効果的な参加及びインクルー ば権利条約では「社会への完全か な原則が規定されている。たとえ 項目について、それぞれより詳細 G0案では権利条約に掲げられた 第三条とほぼ同じなのに対し、 ただし、 る。たとえば、 文を導入することが提示されてい 「完全かつ効果的な参加は、 府案第二四A条はこれに当たる。 示された「一般原則」に基づく政 政府案の条文は権利条約 権利条約第三条に 障害 N



ンド視覚障害者連盟の建物 (筆者撮影)

する。 る。 しなければならない」とされてい 者の完全かつ効果的な参加を保障 (中略) 関連機関は、

障害

げられる。 限り入れようとしたという点が挙 についてのコンセプトを、 あるいはこれに盛り込まれた障害 権利条約そのものの、 できる

列挙)との違いを明確にしている に示された障害の定義(視覚障害 されている。現行法または政府案 阻害されている者」とする案が出 な立場で完全かつ効果的な参加が なバリアーによって他者との平等 覚的インペアメントがあり、 たって物理的、精神的、知的、 用語として「障害者とは長期にわ していた。NGO案では検討中の 分に反映されていないことを指摘 条約で示された障害の捉え方が十 NGO側は、 聴覚障害などの機能障害の 政府法案には権利 様々

新たな障害者立法に向けて

続して出されてきた。これに対し 映した新法の制定を望む意見が継 く権利条約の精神や内容をより反 に向けては、現行法の改正ではな 前述のとおり、NGOから政府

> 設置することが発表された。 新法制定に向けての起草委員会を 旨の反応が出されてきた。しかし からは、法改正をもって対応する 社会正義・エンパワーメント大臣 二〇一〇年四月三〇日、

を、それぞれ任命している。 者を、さらに障害者チーフ・コミッ その他の委員としては、 を含め二七名を挙げている。委員 るための委員会を設置すると述 から、これらの意見を検討し、 案に対する州政府や省庁、 ショナーなど職権による委員四名 員会など五つの中央省庁から担当 ナードゥなど五州の政府や計画委 NGO代表からの一○名、タミル インド自閉症研究所長を指名し 長にスダー・カウル(Sudha Kaul) 行法に代わる新たな法律を制定す などからの意見が寄せられたこと べ、その委員として、 大臣名での覚書によれば、 専門家 府

ンドにおいて具現化することにつ 歩を踏み出したということができ での方針を変え、新法制定へと一 も出されているが、いわばそれま 名しかいない点を問題視する意見 からは委員のうち障害当事者が三 が、この動きについてNGO 権利条約の趣旨と内容とがイ

事務担当者 N G O 現

> 業が注目される。 ながると考えられ、 今後の検討作

(あさの 八間社会学部准教授 のりゆき/大阪大谷大学

《参考文献

- ①森壮也「一九九五年インド障害 〇六・一二)二〇~二三。 ルドトレンド』№一三五(二〇 者法と当事者運動」『アジ研ワー
- @ Jain, Saurabh "Where does htm). india.com/lawyer/articles/847 scenario?" in Practical Lawyer the present international Indian disability law stand in Web journal. (http://www.ebc
- ③社会正義・エンパワーメント省 ウェブサイト

(4) Disability News and Information http://socialjustice.nic.in/

Service ウェブサイト

http://www.dnis.org/

⑤長瀬修・東俊裕・川島聡編『障 害者の権利条約と日本 概要と 展望』生活書院、二〇〇八。